

(仮称) 日岡山学校給食センター整備及び運営事業

実 施 方 針

平成 29 年 12 月 22 日

加 古 川 市 教 育 委 員 会

目 次

I 事業概要.....	1
1 事業内容.....	1
II 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	4
1 敷地に関する各種法規制等.....	4
2 施設要件.....	5
III 事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
1 募集及び選定の方法.....	7
2 審査及び落札者決定の手順.....	7
3 募集及び選定スケジュール.....	7
4 募集及び選定等の手続き.....	8
5 入札参加者の構成.....	9
6 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	10
7 SPC の設立等.....	13
8 提案審査書類の取扱.....	13
IV 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	13
1 リスク分担の方法等.....	13
2 業務品質の確保.....	14
V 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	14
1 疑義対応.....	14
2 紛争処理機関.....	14
VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	14
1 事業の継続に関する基本的考え方.....	14
2 継続が困難となった場合の措置.....	15
VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項.....	15
1 法制上及び税制上の措置.....	15
2 財政上及び金融上の支援.....	16
VIII その他事業の実施に関し必要な事項.....	16
1 本事業において使用する言語、通貨単位等.....	16
2 入札参加に伴う費用負担.....	16
3 情報公開及び情報提供.....	16
4 問合せ先.....	16

別紙：リスク分担表（案）

I 事業概要

1 事業内容

(1) 事業名称

(仮称) 日岡山学校給食センター整備及び運営事業

(2) 公共施設の管理者

加古川市長 岡田 康裕

(3) 本事業の目的

本市では、昭和 48 年 2 月から給食が提供されている志方中学校を除き家庭からの弁当を基本としてきたが、平成 27 年 7 月に中学校給食の実施を決定し、8 月に加古川市中学校給食基本方針、平成 28 年 2 月に加古川市中学校給食基本計画を策定した。これらのなかでは、志方町にある現学校給食センターに加えて学校給食センターを日岡山公園隣接地及び神野台用地の 2 箇所に新たに設置することとした。

本事業は、本市が新たに整備する最初の学校給食センターとして平成 32 年 9 月 1 日までに供用開始するものであり、本市の生徒にとって、安全で、栄養バランスに配慮された食事を摂ることができ、食育の推進にも寄与する中学校給食の実施を目的とする。

(4) 本事業の基本理念

① 安全・安心な給食を提供します。

- ・HACCP の概念を取り入れた衛生管理のもと、安全・安心な給食を提供する。
- ・調理給食数を最大 4,500 食／日とする。
- ・衛生管理への対応を図る。
- ・アレルギー対応室、設備を設置する。
- ・床からの二次汚染を防止するドライシステムを導入する。
- ・交差汚染を防止する施設・設備を配置する。
- ・汚染・非汚染区域の明確なゾーニングを導入する。
- ・外部からの異物混入を防止する設備を設置する。

② 給食を適温提供します。

- ・適切な温度管理を行うために、調理後の保温・保冷に十分配慮した搬送器具を導入し、運営する。
- ・調理後 2 時間以内に喫食を行うために、効率的な搬送ができる輸送形態や余裕のある調理能力を持った調理機器を導入し、運営する。

③ 家庭・地域と連携した食育を推進します。

- ・調理現場の様子が見学できる見学通路を設置する。
- ・学校給食における栄養教育に関する情報を発信する諸室・機器の設置。
- ・職員の研修、生徒の見学会、保護者や地域住民を交えた講座、試食会等にも利用できる研修室、試食室、調理実習室を設置する。
- ・防災運用に配慮した施設を整備する。
- ・食育及び地産地消に取り組む。

- ④ 環境に配慮した、効率的で質の高い施設を整備します。
- ・ライフサイクルコストに配慮した施設を整備し、運営する。
 - ・太陽光、風力等の再生可能エネルギー利用設備を設置する。
 - ・CO₂ の排出抑制など環境負荷の低減を図る省エネルギー機器を導入する。
 - ・施設の防音・防臭を考慮し、近隣との共生を図る。
 - ・生ごみの減量化及び再資源化への対応を図る。
 - ・省エネルギー化に努める。

(5) 事業の内容

① 施設概要

- ・事業用地：加古川市加古川町大野 1530-13 の一部、1530-14 の一部、1530-15、1717-18、1717-19 の一部、1769-17、野口町水足 1611-22 の一部
- ・敷地面積：約 7,700 m²
- ・供給能力：4,500 食／日

② 事業方式

本事業における施設の整備・運営は設計施工運営一括発注方式 (DBO 方式 (Design : 設計、Build : 施工、Operate : 運営)) により実施するものとし、市は、本施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

また、本施設の設計・建設（以下「施設整備業務」という。）は、本事業を実施する者として落札した企業グループ（以下「落札者」という。）を構成する企業が設立するコンソーシアムが行う。

さらに、本施設の維持管理・運営等に係る業務（以下「維持管理・運営業務」という。）は、事業者が本施設の維持管理・運営のために設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）が、15 年間の運営期間にわたって行う。

③ 契約形態

市は、本事業について施設整備業務及び維持管理・運営業務を一体の事業として発注するために、本事業に係る基本協定を落札者と、基本契約を事業予定者と締結する。更に、基本契約に基づき、本施設の設計・建設を行うコンソーシアムと建設請負契約を締結する。

また、市は基本契約に基づき、本施設の維持管理・運営のために設立する特別目的会社と管理運営業務委託契約を締結する。

なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、後日公表する入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本契約書（案）、設計監理委託契約書（案）、工事請負契約書（案）及び管理運営委託契約書（案）をいう。以下同じ。）において示す。

④ 施工形態

施工形態は、本市の「加古川市共同企業体による建設工事の試行に関する要綱」に準じた特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）又は単体企業、もしくは土木工事・建築工事・電気工事・管工事・調理設備工事、その他関連工事等をそれぞれ担当する企業からなるコンソーシアムのいずれかとする。ただし、他の企業が特定JV又は単体企業の下請けとして参加することは可能である。

⑤ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成47年7月末日までとする。

⑥ 事業の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおり想定している。

なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、後日公表する入札説明書等において示す。

ア 施設整備業務

- (ア) 事前調査等業務
- (イ) 設計業務
- (ウ) 建設業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 調理設備調達・設置業務
- (カ) 調理備品調達業務
- (キ) 食器・食缶等調達業務
- (ク) 事務備品調達業務
- (ケ) 近隣対応・対策業務
- (コ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 開業準備業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建物維持管理業務
- (イ) 建築設備維持管理業務
- (ウ) 調理設備維持管理業務
- (エ) 外構等維持管理業務
- (オ) 清掃業務
- (カ) 警備業務
- (キ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

エ 運営業務

- (ア) 日常の検収補助業務
- (イ) 給食調理業務
- (ウ) 洗浄等業務
- (エ) 配送及び回収業務
- (オ) 配膳業務
- (カ) 残渣等処理業務
- (キ) 運営備品等更新業務
- (ク) 配送車両調達・維持管理業務
- (ケ) 献立作成支援業務
- (コ) 食育支援業務
- (サ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

⑦ 事業者の収入

市は、設計工事監理事業者及び建設請負事業者に給食センター施設整備に係る対価を支払い、運営事業者に運営に係る対価として、サービス購入費を支払う。支払方法、支払時期については、事業契約書（案）を参照すること。

なお、運営に係る対価は、固定料金と変動料金で構成されるものとし、一定以上の給食数が増減する場合は変動料金を適応することを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとし、詳細については、入札説明書等において示す。

⑧ 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

⑨ 事業スケジュール（予定）

事業スケジュール（予定）は、概ね以下のとおりである。

○事業契約の締結	平成 30 年 12 月下旬
○事業期間	事業契約締結日～平成 47 年 7 月末日
・設計・建設期間	事業契約締結日～平成 32 年 6 月末日
・開業準備期間	平成 32 年 7 月～平成 32 年 8 月末日
・供用開始日	平成 32 年 9 月 1 日
・維持管理・運営期間	平成 32 年 9 月 1 日～平成 47 年 7 月末日

⑩ 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は、給食センターを入札説明書等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。

⑪ 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者からの意見を踏まえ、入札公告までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかに、その内容を市ホームページにおいて公表する。

II 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地に関する各種法規制等

本施設が立地する敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

- (1) 事業用地 : 加古川市加古川町大野 1530-13 の一部、1530-14 の一部、1530-15、1717-18、1717-19 の一部、1769-17、野口町水足 1611-22 の一部
- (2) 地域地区 : 市街化調整区域
- (3) 土地の所有 : 市有地
- (4) 敷地面積 : 約 7,700 m²
- (5) 法定建ぺい率 : 60%
- (6) 法定容積率 : 200%
- (7) その他 : ・公共下水道区域内（分流式）
・都市ガス供給区域内

2 施設要件

給食センターの概要は、以下のとおりとし、詳細については、要求水準書において示す。

(1) 供給能力

4,500 食／日（アレルギー対応食を含む。）

※配送校数は、供用開始時点で中学校 6 校とする。

(2) 献立方式

① 中学校給食：1 献立制

ア 副食 3 品（主菜×1 品、副菜×2 品）を基本とする。

イ 希望者には、アレルギー対応食を提供する。

ウ アレルギー対応食は、市が作成するアレルギー対応食の献立に従い除去食を基本とするが、将来的に代替食の提供も想定される。対応アレルゲンは特定原材料 7 品目（卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生）のうち、2 品目（卵、乳）とし、提供方法は 1 形態とする。なお、事業期間中に除去食を 1 品目程度追加する可能性がある。

(3) 施設形態

① 1 場 1 棟とする。

② 給食エリアは、1 階配置とし、ドライシステムを採用する。

③ アレルギー対応食専用の調理室を設置する（50 食程度対応）。

④ 炊飯設備は設けない。

(4) 食器・食缶等

① 食器は、PEN 樹脂製とし、5 種類使用する。

② 食缶は、材質がステンレスの高性能断熱食缶、アルミのバット等とする。

(5) 配送方式等

① 調理済食品は、調理後 2 時間以内に生徒が喫食できるよう配送する。

(6) 洗浄・消毒・保管

① 環境に配慮した洗剤を主として使用し、各洗浄機器はこれに対応した仕様とする。

② 食器及び食缶等の洗浄・消毒・保管にあたっては、作業の合理化・効率化の観点を踏まえるものとする。

(7) 施設機能

給食センターの主な施設構成は、以下のとおりである。

表 主要諸室区域区分

区域区分		諸 室 等
一般 エリア	加古川市 専用部分	市職員用事務室、市職員用更衣室、研修・会議室、調理実習室、災害用備蓄倉庫 等
	共用部分	玄関、事務従事者及び来客用便所、多目的便所、見学通路、廊下等
	事業者 専用部分	事業者用事務室、事業者用更衣室、休憩室、洗濯・乾燥室、機械室、電気室、ボイラー室 等
給食 エリア	汚染作業 区域	[検収・下処理ゾーン] 入荷プラットホーム、荷受室、検収室、食品庫・調味料庫、調味料計量室、冷蔵庫、冷凍庫、下処理室（野菜・果物用、食肉類・魚介類用、卵用）、皮剥室、カート等洗浄スペース、可燃物庫、不燃物庫、倉庫、油庫 等 [洗浄ゾーン] 食器具・食缶等（コンテナ）回収用プラットホーム、回収前室、洗浄室、厨芥処理室、清掃用具倉庫、重汚染物洗浄室 等
	非汚染 作業区域	[調理ゾーン] 野菜切裁室、揚物・焼物・蒸し物調理室、煮炊き調理室、和え物室、アレルギー専用調理室、容器・器具・運搬用カート等洗浄室等 [配送・コンテナプールゾーン] 配送前室、コンテナ室 等
	その他の区域	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室、調理従事者用便所、倉庫 等

III 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業では、施設整備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理・運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

2 審査及び落札者決定の手順

審査及び落札者の決定は、以下のとおり行うものとし、詳細については、入札説明書等において示す。

(1) 審査の手順

- ① 審査は、入札参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。
- ② 入札参加資格審査は、入札参加者の参加資格について、市が入札説明書等に示す参加資格要件に基づき行う。
- ③ 提案審査は、入札参加資格審査を通過した者からの提案審査書類について、落札者決定基準に従い、市が入札価格の確認及び基礎審査を行う。
- ④ 基礎審査を通過した入札参加者からの提案内容について、加古川市学校給食センター整備運営事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）が性能審査及び価格審査を行い、最優秀提案を選定する。

事業者選定委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長	鳥巣 茂樹	武庫川女子大学 生活環境学部 建築学科 教授
副委員長	竹川 宏子	兵庫大学 現代ビジネス学部 現代ビジネス学科 准教授
委員	竹林 英樹	神戸大学大学院 工学研究科 建築学専攻 准教授
委員	太田 淳子	神戸学院大学 栄養学部 栄養学科 講師

(2) 落札者の決定

市は、事業者選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

3 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

日 程	スケジュール
平成 29 年 12 月 22 日	実施方針の公表
平成 30 年 1 月 19 日	実施方針等に関する質問受付締切
平成 30 年 2 月 9 日	実施方針等に関する質問に対する回答
平成 30 年 4 月上旬	入札公告、入札説明書等の公表
平成 30 年 4 月下旬	入札説明書等に関する質問受付締切
平成 30 年 5 月下旬	入札説明書等に関する質問に対する回答
平成 30 年 5 月下旬	入札参加資格審査書類の受付締切

平成 30 年 6 月中旬	入札参加資格審査結果の通知
平成 30 年 7 月下旬	入札及び提案審査書類の受付締切
平成 30 年 9 月中旬	落札者の決定・公表
平成 30 年 9 月下旬	基本協定締結
平成 30 年 11 月中旬	仮契約の締結
平成 30 年 12 月下旬	事業本契約締結

4 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きを以下のとおり行う。なお、入札公告後の詳細については、入札説明書等において示す。

(1) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

① 受付期間

平成 30 年 1 月 19 日（金）17：00 まで

② 受付方法

実施方針等に関する質問書（様式－1）及び意見書（様式－2）に記入の上、加古川市教育委員会教育総務部学務課まで、原則として、電子メールでのファイル添付により提出すること。

③ 公表

受け付けた質問、意見に対する回答は、平成 30 年 2 月 9 日（金）17：00 までに市ホームページにおいて公表する。

(2) 入札公告、入札説明書等の公表

入札説明書等の公表は、市のホームページに掲載することにより行い、紙媒体での個別の交付は行わない。

(3) 入札説明書等に関する質問の受付・回答

入札説明書等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、市ホームページにおいて公表する。質問の受付・回答は、1 回程度行うことを見込んでいる。

(4) 入札参加資格審査書類の受付、入札参加資格審査結果の通知

本事業への入札参加資格審査書類を受け付ける。資格審査の結果は、入札参加者に通知する。

(5) 入札及び提案審査書類の受付

資格審査通過者に対し、提案審査書類の提出を求める。

(6) 落札者の決定・公表

審査結果及び落札者については、速やかに提案審査書類提出者に通知するとともに公表する。なお、事業者の募集、審査及び選定において、提案審査書類提出者がいない等の理由により、本事業を DBO 事業として実施することが適当でないと判断した場合には、この旨を速やかに公表する。

(7) 基本協定の締結

市と落札者は、入札説明書等及び提案審査書類に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を事業予定者とする。

(8) 事業契約の締結

市と事業予定者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、本事業の実施に関する包括的な契約としての基本契約を締結する。

5 入札参加者の構成

(1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループとする。

なお、維持管理・運営業務で設置する SPC について、構成員以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、当該出資者による出資比率は、全事業期間において出資額全体の 50% 未満とする。

構成員	入札参加者を構成する法人で、市と直接契約を締結する法人又は、SPC に出資を行い、SPC から直接受託・請負する法人
協力企業	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を市や SPC から直接受託・請負しない法人。

(2) 構成員等の明示

入札参加者は、入札参加資格審査書類の提出時に、構成員及び協力企業を明示するものとする。

また、構成員の中で応募手続きを行い、市との対応窓口となる 1 法人（以下「代表企業」という。）についても明らかにしなければならない。

(3) 複数業務の実施

入札参加者の構成員又は協力企業が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

(4) 複数応募の禁止

設計業務・工事監理業務・建設業務・運営業務（以下「特定業務」という。）を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

また、代表企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者も、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

ただし、入札参加者の積極的な参加を促す観点から、前 2 段の条件に抵触しない限り、入札参加者の協力企業が、他の入札参加者の協力企業を兼ねることは可能とする。

(5) 入札参加者の変更及び追加

入札参加資格審査書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は、6（3）の場合など市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

6 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、以下の（1）及び（2）で規定する参加資格要件を、入札参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならず、当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めないものとする。

また、入札参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、事業者選定委員会の委員公表日以降に、本事業について委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

（1）共通の参加資格要件

- ① 平成30年度「加古川市入札参加資格者名簿」に登載されていること。なお、落札者は、事業契約締結後も事業期間を通じてこれに登載されること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ③ 最近2年間の市町村税を滞納していないこと。
- ④ 最近2年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（開始の決定がなされた者を除く。）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全であるものと認められないこと。
- ⑥ 公告日から落札者決定までの間に、加古川市指名停止基準に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消及び排除措置を受けていない者であること。
- ⑦ 本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。
 - ・株式会社 日建設計総合研究所
 - ・日建設計コンストラクションマネジメント株式会社
 - ・弁護士法人関西法律特許事務所
- ⑧ 事業者選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。

（2）個別の参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業のうち特定業務の各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、建設業務にあたる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできないものとする。

① 設計業務を行う者

- 設計業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。
- なお、複数の設計企業で実施する場合は、以下に示すア及びイの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、ウ、エ及びオの要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。
- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- イ 平成30年度「加古川市入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）」に登載されていること。なお、落札者は、事業契約締結後も事業期間を通じてこれに登載されること。
- ウ 平成20年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）又は特定給食施設（健康増進法（平成14年法律第103号）に定める特定給食施設をいう。以下同じ。）の設計実績（実施設計）を有すること。
- エ 平成20年4月以降に竣工した延床面積3,000m²以上の公共施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有すること。
- オ HACCPに関する相当の知識を有していること。
- ※HACCPに関する相当の知識とは、HACCP対応施設の設計実績、HACCPに関する書籍の出版の実績、HACCPに関する講習会の受講歴、及びこれらと明らかに同等の実績をいう。

② 工事監理業務を行う者

- 工事監理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。
- なお、複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示すア及びイの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、ウ、エ及びオの要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。
- ア 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- イ 平成30年度「加古川市入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）」に登載されていること。なお、落札者は、事業契約締結後も事業期間を通じてこれに登載されること。
- ウ 平成20年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の工事監理実績を有すること。
- エ 平成20年4月以降に竣工した延床面積3,000m²以上の公共施設の工事監理実績（基本設計又は実施設計）を有すること。
- オ HACCPに関する相当の知識を有していること。

③ 建設業務を行う者

- 建設業務を実施する者は、施工形態が特定JV、単体企業又は各業種からなるコンソーシアムのいずれの場合でも以下に示す要件について、いずれにも該当すること。
- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。

- イ 平成 30 年度「加古川市入札参加資格者名簿（建設工事）」に登載されていること。なお、落札者は、事業契約締結後も事業期間を通じてこれに登載されること。
- ウ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な総合評定値が分担する工事に応じ次の点数以上の者であること。
 - ・建築工事：建築一式工事の総合評定値が 750 点
 - ・土木工事：土木工事一式工事の総合評定値が 750 点
 - ・電気工事：電気工事の総合評定値が 600 点
 - ・管工事：管工事の総合評定値が 600 点

④ 給食調理業務を行う者

- 給食調理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。
- また、複数の給食調理企業で実施する場合でも、以下に示す要件について、全ての企業でいずれにも該当すること。なお、ウに該当する場合でも、その原因が調理企業にない旨を書面で提出し、市が認めた場合に限り参加資格を有するものとする。
- ア ドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の調理業務の実績を有すること。
 - イ 平成 25 年 4 月以降に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に規定する罰則の適用を受けていないこと。
 - ウ 平成 25 年 4 月以降に学校給食施設において食品衛生法に規定する営業禁止又は停止の処分を受けていること。
 - エ 平成 30 年度「加古川市入札参加資格者名簿（物品役務）」に登載されていること。

（3）参加資格要件の喪失

参加者の構成員又は協力企業が、参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、以下の場合を除き、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

① 参加資格確認基準日から第二次審査書類提出日の前日までに参加資格を喪失

- ア 参加資格を喪失しなかった構成員又は協力企業のみで本実施方針に定める参加資格要件を満たしており、構成員等変更承諾願を市に提出し、第二次審査書類の提出日までに市が変更を認めた場合
- イ 参加資格を喪失した構成員又は協力企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成員又は協力企業を加えた上で、構成員等変更承諾願を市に提出し、第二次審査書類の提出日までに市が変更を認めた場合

② 第二次審査書類提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失

- ア 参加資格を喪失しなかった構成員又は協力企業のみで本実施方針に定める参加者の参加資格要件を満たしており、構成員等変更承諾願を市に提出し、落札者決定日までに市が変更を認めた場合（ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合を除く。）
- イ 参加資格を喪失した構成員又は協力企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成員又は協力企業を加えた上で、構成員等変更承諾願を市に提出し、落札者決定日までに市が変更を認めた場合（ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合を除く。）

また、入札説明書の公表から落札者決定までの間に、参加者の構成員又は協力企業に次の行為があったときは、当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

- ① 加古川市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けること。
- ② 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めるここと。
- ③ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ④ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- ⑤ 応募提案に虚偽の記載を行うこと。
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 SPC の設立等

- ① 事業予定者は、事業契約締結までに会社法（平成 17 年法第 86 号）に定める株式会社として SPC を設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の 50% を超えるものとし、かつ代表企業の出資比率は、出資者中最大となるものとする。なお、SPC は、加古川市内に設立するものとする。
- ② SPC は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- ③ 構成員は、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

8 提案審査書類の取扱

（1）著作権

提案審査書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、市は、事前に事業者と協議した上で、提案審査書類の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

（2）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

IV 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の方法等

（1）リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として別紙によることとする。具体的な内容については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

2 業務品質の確保

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書として提示する。

(2) 事業者による業務品質の確保

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。詳細については、要求水準書において示す。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する設計、建設、維持管理及び運営の各業務についてモニタリングを行う。その方法及び内容等については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

(4) モニタリング結果に対する措置

市は、モニタリングの結果、事業者が実施する設計、建設、維持管理及び運営の水準が市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

V 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義対応

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に規定する具体的な措置に従う。

2 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的考え方

事業者においては、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者等の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。なお、特別目的会社の設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。

2 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ① 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- ② 事業者の財務状況が著しく悪化したことその他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- ③ 上記①、②のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

(2) 市の責めに帰すべき事由の場合

- ① 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ② 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は、生じる損害について賠償を求めるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ① 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ③ 上記②の規定により事業契約が解除される場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めるものとするが、具体的な内容については、入札説明書等において示す。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

- (1) 業務を行うために必要な土地は、行政財産であり、市は、これを無償で使用させる。
- (2) 市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

2 財政上及び金融上の支援

(1) 財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。

(2) 市は、国からの交付金（学校施設環境改善交付金）の交付を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力をすること。

VII その他事業の実施に関し必要な事項

1 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

2 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

4 問合せ先

場 所 加古川市教育委員会 教育総務部 学務課
住 所 〒 675-8501
兵庫県加古川市加古川町北在家 2000
電 話 079-427-9282
F A X 079-421-4422
E-mail gakumu@city.kakogawa.lg.jp
加古川市ホームページアドレス
<http://www.city.kakogawa.lg.jp/>

別紙

リスク分担表（案）

段階	リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
共通	政策転換リスク	1	市の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの	●	
	制度関連リスク	2	本事業に直接係わる法制度等の新設・変更等に関するもの	●	
		3	上記以外のもの		●
		4	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	●	
		5	その他の税制変更に関するもの(例:法人税率の変更)	●	
	許認可取得リスク	6	許認可の遅延に関するもの(市で取得するもの)	●	
		7	許認可の遅延に関するもの(市で取得するもの以外)		●
	社会リスク	8	本件施設の設置・運営に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	●	
		9	上記以外のもの(事業者が行う調査、建設、維持管理・運営に関するもの)		●
		10	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		●
	第三者賠償リスク	11	事業者が行う業務に起因する第三者への賠償		●
		12	施設の劣化及び維持管理の不備による第三者への賠償		●
	債務不履行リスク	13	市の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの	●	
		14	事業者の事業放棄、破綻に関するもの		●
		15	事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定のレベルを満たしていないことにに関するもの		●
	不可抗力リスク	16	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中止に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	●	
		17	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中止に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの		●
	物価変動リスク	18	建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用の増減	●	●
		19	維持管理・運営期間における一定の範囲を超える物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減	●	●
	要求水準未達リスク	20	要求水準の不適合に関するもの		●
	入札説明書リスク	21	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの	●	
	入札リスク	22	入札費用の負担に関するもの		●
	契約締結リスク	23	事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合	●※1	●※1
	資金調達リスク	24	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	●	
		25	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		●
設計・建設段階	設計・調査リスク	26	市が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク	●	
		27	上記以外の測量、調査に起因するリスク	●	●
		28	市の指示・判断の不備・変更に関するもの(コスト増加や完工の遅延)	●	
		29	上記以外の要因による不備・変更に関するもの(コスト増加や完工の遅延)		●
	建設リスク	30	事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		●
		31	市の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	●	
		32	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		●
		33	事業用地の土壤汚染及び地中障害物等に関するもの(市が公表した資料に示されたもの又は市が公表した資料から合理的に予測できる土壤汚染及び地中障害物は除く)	●	
		34	事業用地の土壤汚染及び地中障害物等に関するもの(上記を除く)		●
	工事遅延・未完エリスク	35	市の要求による設計変更により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの	●	
		36	上記以外の要因により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの		●

段階	リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
維持管理・運営段階	工事費増大リスク	37	市の指示による工事費の増大に関するもの	●	
		38	上記以外の要因による工事費の増大に関するもの		●
		39	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの		●
		40	使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの	帰責事由による	
	什器備品等調達・納品遅延リスク	41	市が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの	●	
		42	事業者が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの		●
	コストリスク	43	市の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大	●	
		44	事業者の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大		●
	技術革新リスク	45	技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化の内、市の指示により発生する増加費用	●	
		46	上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用		●
	施設瑕疵リスク	47	瑕疵担保期間中に施設に隠れた瑕疵が見つかったことに関するもの		●
		48	瑕疵担保期間外に施設に隠れた瑕疵が見つかったことに関するもの	● ^{※2}	
	施設の性能維持リスク	49	事業期間中における施設の性能確保に関するもの		●
	施設損傷リスク	50	施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったこと及び維持管理の不備に起因するもの		●
		51	事故・火災等による施設の損傷	帰責事由による	
		52	第三者(本件施設の利用者を含む)による施設の損傷 ^{※3}	● ^{※3}	● ^{※3}
	修繕費コストリスク	53	事業期間内に発生した修繕で、事業者が当初に想定した修繕費が予想を上回ったことに関するもの		●
	事故リスク	54	市が行う業務に関する事故等に起因するもの又は市の責に帰すべき事由によるもの	●	
		55	事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は事業者の責に帰すべき事由によるもの		●
	給食数増減リスク (需要変動リスク)	56	市の要請による給食数增加に伴い事業者に生じた増加費用の負担	●	
		57	生徒数の減少に伴い給食数の減少による運営業務自体の収益の増減	△ ^{※4}	●
		58	食べ残し等による残渣の変動(市作成の献立による影響を含む。)	●	
	異物混入リスク (食中毒リスク)	59	市が実施する食材調達・検収業務における調達食材の異常、異物混入等	●	
		60	学校内の配膳及び市が実施する配膳における異物混入等	●	
		61	事業者が実施する配膳業務における異物混入等		●
		62	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	●	
		63	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		●
		64	調理時における加熱等が不十分に起因する異常		●
		65	調理、配送、学校配膳室業務における異物混入等		●
	アレルギー対応リスク	66	・アレルギー生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り、校内での配食ミス、代替食対応時の献立作成ミス等による発症 ・突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による)	●	
		67	・調理段階における禁忌物質の混入による発症 ・配送先の誤り等事業者の責による誤食での発症		●
		68	・収集した情報の伝達不完全(送付漏れ・紛失等)による発症 ・アレルギー生徒の個人情報の流失	帰責事由による	
		69	市の責による配送及び配膳の遅延により市及び事業者に生じた増加費用・損害の負担	●	
		70	事業者の責による配送及び配膳の遅延により市及び事業者に生じた増加費用・損害の負担		●
	運搬費用増大リスク	71	物価・計画変更等以外の要因による運搬費用の増大 (交通事情悪化による運送費増加など)		●
	食器等破損リスク	72	食器等の破損に関するもの	帰責事由による	
残渣処理リスク	残渣処理リスク	73	残渣の給食センターまでの搬送及びその計量		●
		74	給食センターから処理施設までの搬送		●
		75	学校における残渣の分別	帰責事由による	

段階	リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
事業終了段階	事業の中途終了リスク	76	市の債務不履行に起因する契約解除	●	
		77	事業者の債務不履行に起因する契約の解除(一部解除を含む)		●
	施設の性能確保リスク	78	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		●
	移管手続きリスク	79	事業契約満了時の移管手続き、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの		●

※1:契約が結べない場合、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担する。

※2:当該瑕疵について事業者に帰責性がある場合には事業者のリスク負担とする。

※3:事業者の善管注意義務違反、管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の施設損傷リスクは事業者、それ以外は市の負担とする。

※4:事業期間中に一定以上の給食数が増減する場合は、サービス購入費の見直しについて協議できるものとする。